

## 宮城県国土利用計画（第六次）の構成案

[凡例] 下線：第六次計画（素案）と第五次計画との構成変更箇所 / 網掛け：新規又は内容の拡充

第六次計画（素案）	第五次計画（平成27年3月変更）
<p>前文</p> <p>1 策定に関する基本的な考え方</p> <p>(1) 計画策定の趣旨・背景〔新規〕</p> <p>(2) 計画の性格〔第五次計画の「1 県土利用の基本理念」〕</p> <p>(3) 計画の構成と期間〔新規（期間については第五次計画の4（1）イに相当）〕</p> <p>(4) 策定の方向性〔新規〕</p> <p>イ 本格的な人口減少下における県土利用</p> <p>ロ ポスト復興・地方創生を見据えた県土利用</p> <p>ハ 安全・安心を実現する県土利用</p> <p>2 県土利用の現状と課題</p> <p>(1) 県土利用の現状</p> <p>(2) 県土利用上の諸課題</p> <p>イ 復興の進展後もなお残る課題</p> <p>ロ 人口減少による国土管理水準等の低下</p> <p>ハ 自然環境と景観等の悪化</p> <p>ニ 安全・安心な県土利用に対する要請〔第五次計画の2（2）ハ(イ)〕</p> <p>3 県土利用の基本方針〔第五次計画の3（1）〕</p> <p>「県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用」の実現</p> <p>(1) 人口減少とポスト復興・地方創生を見据えた県土利用の基本方向</p> <p>イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用〔第五次計画の3（1）ロ〕</p> <p>ロ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用〔第五次計画の3（1）ハ(ロ)及び(ハ)〕</p> <p>ハ 安全・安心を実現する県土利用〔第五次計画の3（1）ハ(イ)〕</p> <p>ニ 複合的な施策の推進と県土の選択的利用〔新規〕</p> <p>ホ 多様な主体と連携した県土利用〔新規・第五次計画の5(8)〕</p> <p>(2) 地域類型別の県土利用の基本方向</p> <p>都市、農山漁村、自然維持地域、低未利用地・その他</p> <p>(3) 利用区分別の県土利用の基本方向</p> <p>農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他・低未利用地</p> <p>4 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要</p> <p>(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標</p> <p>(2) 地域別の概要</p> <p>※ (1) (2)とも、震災復興関連の記述を整理した上で、具体的な地域の例や直近の状況等を追記している。</p> <p>5 計画の実現に向けた措置</p> <p>イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用</p> <p>・人口減少社会における持続可能な地域づくりを推進する土地利用</p> <p>・国土利用計画法等の適切な運用〔第五次計画の5（2）〕</p> <p>ロ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用</p> <p>・原生的自然等保全に向けた行為規制と劣化した自然の再生等</p> <p>・二次的な自然と農林水産業及び関係団体等の取組支援による経済活動と環境保全の両立</p> <p>・健全な水循環系の構築</p> <p>・土壌汚染等の防止</p>	<p>前文（見直しにあたって）</p> <p>1 県土利用の基本理念</p> <p>2 県土利用の現状と課題</p> <p>(1) 県土利用の現況</p> <p>(2) 県土利用の現状からみた諸課題</p> <p>イ 震災による基本的条件の変化</p> <p>ロ 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化</p> <p>ハ 県土利用の質的向上</p> <p>(イ) 県土の安全性に対する要請のさらなる高まり</p> <p>(ロ) 自然との共生・循環を重視した県土利用への要請の高まり</p> <p>(ハ) 美しい景観の形成等に対する要請の高まり</p> <p>ニ 県土利用をめぐる新たな動き</p> <p>3 県土の利用に関する基本構想</p> <p>(1) 県土利用の基本方針</p> <p>イ 創造的な復興のための土地利用の推進</p> <p>ロ 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化</p> <p>ハ 県土利用の質的向上</p> <p>(イ) 安全で安心できる県土利用</p> <p>(ロ) 自然との共生・循環を重視した県土利用</p> <p>(ハ) 美しくゆとりある県土利用</p> <p>ニ 県土利用をめぐる新たな動きへの対応</p> <p>(2) 地域類型別の県土利用の基本方向</p> <p>都市、農山漁村、自然維持地域</p> <p>(3) 利用区分別の県土利用の基本方向</p> <p>農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他</p> <p>4 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要</p> <p>(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標</p> <p>(2) 地域別の概要</p> <p>5 本計画を達成するために必要な措置の概要</p> <p>(1) 創造的な復興のための土地利用の推進〔第六次計画では削除〕</p> <p>・震災復興計画に基づいた土地利用の推進</p> <p>・多重防御等による被災地の防災力向上</p> <p>・防災集団移転等による宅地整備の迅速な実施</p> <p>(2) 国土利用計画法等の適切な運用</p> <p>(3) 地域整備施策の推進〔第六次計画では削除〕</p> <p>・地域間の機能分担と交流・連携促進等による県土の均衡ある発展</p>

・循環型社会の推進 ・景観の保全等良好な環境確保と土地利用の適正化 ・歴史的・文化的風土、文化財の保護等に係る規制 ・生物多様性及び自然とのふれあいの場の確保 ・野生鳥獣害の防止

## ハ 安全・安心を実現する県土利用

・国土強靱化地域計画等に基づく安全性の高い県土利用

・災害に強いまちづくり宮城モデルの完遂 ・防災、減災対策の発信及び震災の記憶の伝承、防災教育の充実化 ・近年の大規模災害を踏まえた県土保全と安全性の確保 ・水系ごとの施設整備、流域内の土地利用や地形等に配慮した県土利用の誘導 ・治水・利水施設の適正な管理及び水質・環境の確保 ・市街地における災害に配慮した県土利用への誘導や地域防災拠点、防災道路ネットワーク等の整備、ライフラインの多重化、多元化、強靱化、道路空間の有効利用 ・森林・水田・ため池の持つ災害防止機能の健全な発揮 ・総合的な土砂管理及び土砂採取に関する適切な管理

## ニ 複合的な施策の推進と県土の選択的利用

・災害復旧と安全性確保を優先した居住環境の整備及び需要に応じた適正規模の宅地供給の促進 ・既存の住宅ストックの有効活用、中心市街地の居住性向上、郊外の住宅団地の再生、既存住宅の市場整備、低未利用地の活用等 ・第二次産業の発展に資するインフラ整備及び需要に応じた工業用地の供給 ・災害に強い農業・農村づくり ・担い手への農地集積及びスマート農業の導入支援による生産性向上と環境配慮の促進 ・異業種参入も含めた担い手確保等による農業・農村を中核とした地域の持続 ・農地の生態系維持、防災機能発揮、耕作放棄地の発生防止等 ・市街化区域内の農地に関する多様なニーズに配慮した適正利用 ・森林の県土保全機能向上に向けた森林施業や保安林、治山施設等の管理・整備 ・森林管理への県民の理解と参加、林業の担い手育成等 ・低炭素社会実現に向けた緑化活動の推進や森林、緑地の保全 ・大気環境保全に向けた再エネ導入促進、土地の効率的配置、公共交通機関の利用等促進 ・スマートシティやエコタウン等先進的なまちづくりの支援 ・国土調査等の実施、活用による災害に強く効率性の高い県土づくり促進

## ホ 多様な主体と連携した県土利用

・土地所有者以外の者も含めた県土管理への参画促進 ・森林経営管理法及び森林環境譲与税の活用 ・地域材の利用、木質バイオマス利活用促進  
・景観にすぐれた森林や農地の環境教育やレクリエーションへの利用による公益的・多面的機能の周知・啓発 ・所有者不明土地を含む低未利用地の影響等に関する地域住民との協働等による検討 ・耕作放棄地に関する農地復元促進又は適正な転換 ・宅地化後の低未利用地の優先的再利用  
・粗放的管理等の検討も含めた低未利用地の単なる放置による環境悪化防止策 ・法に則した私権と公共の福祉の調整実施 ・市町村が主体となった取組の円滑化に資する県から市町村への権限委譲等支援の実施

## ハ 土地利用転換の適正化〔第五次計画の5（7）〕

・諸条件を考慮した適正な土地利用転換 ・転換途上における見直し等  
・低未利用地活用の優先と農地や森林等自然的土地利用の原則維持 ・森林の公益的機能の低下防止及び土地利用転換に伴う悪影響排除の確実な履行に留意した土地利用調整 ・大規模な土地利用転換に伴う所要の調整等 ・農地と宅地の混在地域における無秩序な開発の抑止及び秩序ある土地利用の実現

## ト 指標の活用〔第五次計画の5（10）〕

・各種指標の活用による計画の点検と管理運営の実施  
・総合的な計画点検の実施（概ね5年後）

## （4） 県土の保全とさらなる安全性の確保

イ 水系ごとの施設整備、流域内の土地利用や地形等に配慮した県土利用の誘導、震災の教訓を踏まえた県土保全施設の整備、森林の持つ県土保全機能向上等による津波被災地の適正・円滑な土地利用調整  
ロ 森林の県土保全機能向上に向けた森林施業や保安林、治山施設等の管理・整備

ハ 市街地における災害に配慮した県土利用への誘導や地域防災拠点、防災道路ネットワーク等の整備、ライフラインの多重化、多元化、危険地域の周知等

## （5） 環境の保全と美しい県土の形成

イ 低炭素社会に向けた再エネ推進、都市環境改善に係る緑化等、公共交通機関の利用促進、緑の適切な保全・整備、スマートシティやエコタウン等支援

ロ 循環型社会の推進

ハ 生活環境保全に向けた土地利用の適正化

ニ 災害に強い農業、農村づくり、集団移転と連携した農地整備推進、健全な水循環系の構築、土壌汚染等の防止

ホ 震災の影響を考慮した環境保全検討、原生的な自然等の行為規制等による保全、二次的な自然の保持に資する農林漁業活動や関係団体活動の促進等、劣化した自然の再生等、生物多様性及び自然とのふれあいの場の確保、野生鳥獣害の防止

ヘ 総合的な土砂管理及び土砂採取に関する適切な管理

ト 歴史的・文化的風土、文化財の保護等に係る規制、都市及び農山漁村における景観の維持・形成

チ 環境影響評価等による良好な環境確保と土地利用の適正化

## （6） 土地の有効利用の促進

イ 農地 早期普及と営農再開、生産性向上、担い手への集積、異業種参入、耕作放棄地発生防止

ロ 森林 復興に向けた木材供給確保等、多面的機能発揮に向けた整備・保全、海岸防災林等の早期復旧・再生、地域材利用・バイオマス利活用促進、美しい景観等価値の高い森林の環境教育等活用

ハ 水面・河川・水路 防災・排水施設の早期復旧、多面的機能発揮や生物の生息等に必要な水量・水質の確保、水辺空間等の形成

ニ 道路 防災道路ネットワークの早期形成、道路空間の有効利用

ホ 宅地 復興事業推進による宅地供給、まちづくり計画と連動した安全性の確保、既存の住宅ストックの有効活用、中心市街地の街なか居住促進、郊外の住宅団地の再生、既存住宅の市場整備、低未利用地の活用等、インフラ整備及び計画的な工業用地の整備並びに環境保全及び公害防止充実化

ヘ 低未利用地等 耕作放棄地に関する農地復元促進又は適正な転換、都市における低未利用地の再利用、宅地化後の低未利用地の優先的再利用又は自然と共生する計画的かつ適正な活用

ト その他 定期借地権活用等による有効な土地利用、移転も土地等の円滑な利活用及び地域コミュニティの再構築が円滑となる土地利用促進

## （7） 土地利用転換の適正化

イ 農地 食料生産等に配慮した計画的調整、被災農地の効率的土地利用の再構築

ロ 森林 復興需要に即しつつ多面的機能の高い森林の保全及び公益的機能低下防止に配慮した調整

ハ 大規模な土地利用の転換 周辺地域の調査、地域住民の意向等を踏まえた適切な対応、総合的な計画等との整合確保

ニ 農地と宅地の混在する地域 各種制度による相互の土地利用の秩序ある共存、無秩序化等の問題に対する制度運用等の検討を通じた総合的・計画的な土地利用実現

## （8） 多様な主体との連携・協働による県土管理の推進

・土地所有者以外の者も含めた県土管理への参画促進 ・市町村の役割の高まりを考慮した県から市町村への権限委譲推進

## （9） 県土に関する調査の推進と成果の普及啓発

・国土調査等の実施、活用 ・境界、所有者に関する情報の整備保存  
・調査結果の普及啓発

## （10） 指標の活用

・各種指標の活用 ・総合的な計画点検の実施（おおむね5年後）